

○厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例

平成27年10月5日

条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項の規定による個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、番号法の例による。

(個人番号の利用範囲)

第3条 番号法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 別表の機関の欄に掲げる機関が行う同表の事務の欄に掲げる事務
- (2) 市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務
- 2 別表の機関の欄に掲げる機関は、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、規則で定める特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 市長は、番号法別表の各項の下欄に掲げる事務(番号法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。)を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能(市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者(市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。)による住登外者の情報の管理に関する情報であって自らが保有するものを利用することができる。
- 5 第2項又は第3項の規定による特定個人情報又は利用特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により、当該特定個人情報又は利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(令6条例5・令7条例26・一部改正)

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条第1項第1号、第2項、第3項ただし書及び第4項(第2項に係る部分に限る。)の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成29年規則第24号で平成29年5月30日から施行)

附 則(平成29年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年条例第9号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第23号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第5号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。

附 則(令和7年条例第26号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年1月5日から、第3条の規定は同年3月1日から施行する。

別表(第3条関係)

(平29条例5・令元条例9・令3条例23・令6条例5・令7条例26・一部改正)

機 関	事 務
-----	-----

1	市長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例(昭和44年神奈川県条例第9号)による神奈川県在宅重度障害者等手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2	市長	<u>厚木市母子等福祉手当金支給条例(昭和48年厚木市条例第10号)</u> による母子等福祉手当金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3	市長	<u>厚木市中心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年厚木市条例第12号)</u> による心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4	市長	<u>厚木市母子家庭等児童就学祝金支給規則(昭和51年厚木市規則第12号)</u> による母子家庭等児童就学祝金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5	市長	<u>厚木市母子家庭等家賃助成条例(昭和54年厚木市条例第11号)</u> による母子家庭等の家賃の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6	市長	<u>厚木市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成3年厚木市条例第23号)</u> によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7	市長	<u>厚木市子どもの医療費助成に関する条例(平成7年厚木市条例第14号)</u> による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
8	市長	<u>厚木市中心身障害者福祉手当支給条例(昭和48年厚木市条例第11号)</u> による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
9	市長	子育て日常生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
10	市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務